

令和 4 年第 1 回北本市議会臨時会提出議案及び報告概要

議案 番号	件 名	要 旨
1	令和 3 年度北本市一般会計 補正予算（第 1 3 号） （市長公室、福祉部福祉課、 福祉部子育て支援課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 2 3 9 億 6, 8 9 7 万 1 千円 (2) 補正後の額 2 5 1 億 4, 1 8 5 万 3 千円 歳入歳出それぞれ 1 1 億 7, 2 8 8 万 2 千円を追加 2 内容 歳出については、ふるさと納税 による寄附金の増加に伴い当該ふ るさと納税に対する返礼品等に係 る経費を増額し、及び住居確保給 付金を増額するとともに、住民税 非課税世帯等に対する臨時特別給 付金の支給及び子育て世帯への臨 時特別給付金の支給対象とならな い所得超過者への給付金の支給に 係る所要額の補正を行い、歳入に ついては、国庫支出金及び寄附金 を増額するとともに、財政調整基 金繰入金を増額し、補正予算収支 の均衡を図った。

報告 番号	件 名	要 旨
1	専決処分の報告について（和 解をし、損害賠償の額を定め ることについて） （健康推進部健康づくり課）	1 概要 令和 3 年 1 2 月 8 日（水）午 前 1 0 時頃、北本市北本 2 丁目 2 3 0 番地において、市公用車 を駐車しようとしたところ、相 手方宅の門扉に接触し、当該門 扉を損傷させたもの 2 損害賠償の額 4 9, 5 0 0 円 3 専決処分の日 令和 3 年 1 2 月 2 3 日

令和 4 年第 1 回北本市議会定例会提出議案概要

議案 番号	件 名	要 旨
2	令和 4 年度北本市一般会計 予算 (各部課)	1 趣旨 歳入歳出の総額 2 2 3 億 4, 3 0 0 万円 2 内容 対前年度比 8 億 6, 4 8 2 万 2, 0 0 0 円 4. 0 % の増 石戸蒲ザクラ国の天然記念物指 定 1 0 0 周年事業等を予算計上
3	令和 4 年度北本市後期高齢 者医療特別会計予算 (健康推進部保険年金課)	1 趣旨 歳入歳出の総額 1 1 億 5 0 0 万円 2 内容 対前年度比 1 億 3, 7 5 0 万円 1 4. 2 % の増 後期高齢者医療広域連合納付金 等を予算計上
4	令和 4 年度北本都市計画事 業久保特定土地区画整理事 業特別会計予算 (都市整備部久保土地区画 整理事務所)	1 趣旨 歳入歳出の総額 5 億 3, 8 7 0 万円 2 内容 対前年度比 2, 8 6 0 万円 5. 6 % の増 区画整理事業に係る街路築造工 事、建物・物件移転の補償費等を 予算計上
5	令和 4 年度北本市国民健康 保険特別会計予算 (健康推進部保険年金課)	1 趣旨 歳入歳出の総額 6 3 億 5, 2 4 0 万円 2 内容 対前年度比 2 億 2, 1 8 0 万円 3. 4 % の減 保険給付費等を予算計上
6	令和 4 年度北本市介護保険 特別会計予算 (健康推進部健康づくり	1 趣旨 歳入歳出の総額 5 5 億 8, 1 2 0 万円

	課、健康推進部高齢介護課)	2 内容 対前年度比 1 億 8, 8 7 0 万円 3. 5 % の増 保険給付費等を予算計上
7	令和 4 年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算 (埼玉県央広域公平委員会)	1 趣旨 歳入歳出の総額 5 2 万 8 千円 2 内容 対前年度比 7 千円 1. 3 % の減 埼玉県央広域公平委員会に係る事務経費を予算計上
8	令和 4 年度北本市公共下水道事業会計予算 (都市整備部建設課)	1 趣旨 支出の総額 1 7 億 5, 3 6 5 万 2 千円 2 内容 対前年度比 2, 7 9 1 万 5 千円 1. 6 % の増 公共下水道汚水管の維持管理等に要する費用及び管渠整備費等を予算計上
9	北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 趣旨 国の非常勤職員に係る育児休業制度との権衡を考慮し、非常勤職員に係る育児休業等の取得要件を緩和するもの 2 内容 (1) 非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和 (第 2 条) (2) 非常勤職員に係る部分休業の取得要件の緩和 (第 2 2 条) 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日
1 0	北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 趣旨 多様で柔軟な働き方を可能とするため、週休日及び勤務時間の割振りの特例を設けるもの 2 内容 (1) 週休日及び勤務時間の割振りの特例の新設 (第 3 条)

		(2) 規定の整備（第5条ほか） 3 施行期日 令和4年4月1日
1 1	北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について （市民経済部くらし安全課）	1 趣旨 消防団員の報酬等の基準の制定を踏まえ、消防団員の給与等を改定するとともに、規定の整備をするもの 2 内容 (1) 消防団員の給与等の改定（第13条・別表第1） (2) 規定の整備（第13条・別表第2） 3 施行期日 令和4年4月1日
1 2	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について （福祉部福祉課、教育部学校教育課）	1 趣旨 報酬等に係る取扱いを明確化するため、学校医等の報酬等に係る規定を本条例に統合し、及び規定を整備するもの 2 内容 (1) 学校医等に係る規定の整備（第3条・別表） (2) 福祉事務所嘱託医に係る規定の整備（別表） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項） 令和4年4月1日 (2) 北本市立学校の学校医等の手当及び費用弁償等に関する条例の廃止（附則第2項）
1 3	北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について （福祉部障がい福祉課）	1 趣旨 制度の公平性を確保するため、重度心身障害者医療費の支給に関し、所得制限を導入するもの 2 内容 所得制限の導入等（第4条ほか） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項） 令和4年10月1日

		(2) 経過措置（附則第2項）
1 4	北本市国民健康保険税条例の一部改正について （健康推進部保険年金課）	1 趣旨 国民健康保険制度改革に伴い賦課方式及び税率等を改定し、及び地方税法の一部改正に伴い未就学児に係る国民健康保険税を減額するとともに、規定を整備するもの 2 内容 (1) 賦課方式の改定（第2条ほか） (2) 税率の改定（第3条ほか） (3) 未就学児に係る国民健康保険税の減額（第22条） (4) 規定の整備（第3条ほか） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項） 令和4年4月1日ほか (2) 経過措置（附則第2項）
1 5	北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正について （都市整備部都市計画政策課）	1 趣旨 都市計画法の一部改正に伴い、原則として開発することができない土地の区域を拡大する等開発許可等の基準を改定するとともに、規定の整備をするもの 2 内容 (1) 原則として開発することができない土地の区域の拡大（第3条・第5条） (2) 都市計画法第34条第12号の規定による区域の指定基準の明確化等（第5条） (3) 一般国道17号に面した土地における開発行為の制限の緩和（第5条） (4) 規定の整備（第2条ほか） 3 施行期日 令和4年4月1日
1 6	令和3年度北本市一般会計補正予算（第14号） （福祉部子育て支援課、福祉部保育課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 251億4,185万3千円 (2) 補正後の額

		251億7,059万3千円 歳入歳出それぞれ2,874万円を追加 2 内容 歳出については、放課後児童支援員、保育士等の処遇改善に係る補助金交付に要する経費を計上し、歳入については、国庫補助金を計上し、補正予算収支の均衡を図った。
17	令和3年度北本市一般会計補正予算（第15号） （各部課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 251億4,185万3千円 (2) 補正後の額 255億2,787万3千円 歳入歳出それぞれ3億8,602万円を追加 2 内容 歳出については、新たな事務事業費の計上及び各事務事業費の確定・見込額による所要額等の補正を行うとともに、公共施設整備基金等の積立金を増額し、歳入については、見込額による市税及び地方交付税の補正並びに各事務事業費の確定による国庫支出金、市債等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
18	令和3年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） （健康推進部保険年金課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 9億9,283万1千円 (2) 補正後の額 9億8,776万7千円 歳入歳出それぞれ506万4千円を減額 2 内容 歳出については、広域連合納付金を減額し、歳入については、

		保険基盤安定繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
1 9	令和3年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号） （都市整備部久保土地区画整理事務所）	1 趣旨 (1) 補正前の額 5億972万3千円 (2) 補正後の額 4億760万7千円 歳入歳出それぞれ1億211万6千円を減額 2 内容 歳出については、各事務事業費の確定・見込額による所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金及び市債の所要額の補正を行うとともに、一般会計からの繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
2 0	令和3年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） （健康推進部保険年金課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 65億7,967万5千円 (2) 補正後の額 66億1,867万4千円 歳入歳出それぞれ3,899万9千円を追加 2 内容 歳出については、各事務事業費の確定・見込額による所要額等の補正を行い、歳入については、国民健康保険税、県支出金等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金からの繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
2 1	令和3年度北本市介護保険特別会計補正予算（第3号） （健康推進部高齢介護課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 54億4,593万2千円 (2) 補正後の額 53億8,746万5千円 歳入歳出それぞれ5,846万7千円を減額 2 内容

		歳出については、各事務事業費の確定・見込額による所要額等の補正を行い、歳入については、国庫支出金、支払基金交付金等の所要額の補正を行うとともに、一般会計からの繰入金を増額し、及び保険給付費支払基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
--	--	---

令和3年度一般会計補正予算等の概要

1 補正予算の規模

一般会計（第14号）	28,740 千円(補正後累計	25,170,593 千円)
一般会計（第15号）	386,020 千円(補正後累計	25,527,873 千円)
後期高齢者医療保険特別会計	△ 5,064 千円(補正後累計	987,767 千円)
久保特定土地地区画整理事業特別会計	△ 102,116 千円(補正後累計	407,607 千円)
国民健康保険特別会計	38,999 千円(補正後累計	6,618,674 千円)
介護保険特別会計	△ 58,467 千円(補正後累計	5,387,465 千円)

2 一般会計補正(第14号)の内容

(歳出)

○ 新型コロナウイルス感染症対策関連事業

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	5,720 千円
保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	23,020 千円

(歳入)

保育士等処遇改善臨時特例交付金	28,740 千円
-----------------	-----------

(繰越明許費)

追加 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	4,488 千円
追加 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	18,528 千円

3 一般会計補正(第15号)の内容

(歳出)

○ 新型コロナウイルス感染症対策関連事業

新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	4,979 千円
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	116 千円

○ 障がい者福祉の充実

障がい福祉サービス費	76,100 千円
------------	-----------

○ 環境に優しいまちづくり

一般廃棄物処理委託事業	15,000 千円
-------------	-----------

○ 豊かな住環境の整備

宅地耐震化推進事業	4,996 千円
-----------	----------

○ 道路、上・下水道、河川の整備

中山道事業負担金	13,601 千円
----------	-----------

○ 農業・商業・工業の振興

農業委員会情報収集等業務効率化支援事業	120 千円
---------------------	--------

○ 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

システム改修委託料（住民基本台帳）	990 千円
-------------------	--------

○ その他

生活保護扶助経費	34,542 千円
災害救助経費	7 千円
積立金（ふるさと応援基金積立金 外6件）	663,394 千円

国・県支出金返納金	6,072 千円
介護保険特別会計繰出金	15 千円
国民健康保険特別会計繰出金	3,933 千円
手数料（交付手数料、決済手数料）	200 千円
事業費の確定等に伴う減額補正	△ 438,045 千円
（歳入）	
市税（市民税（個人、法人））	370,000 千円
地方交付税（普通交付税）	478,919 千円
国・県支出金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 外34件）	159,144 千円
財産収入（財政調整基金利子 外5件）	△ 442 千円
寄附金（一般寄附金）	1,294 千円
繰入金（財政調整基金繰入金、一般廃棄物処理施設整備基金）	△ 599,573 千円
諸収入（受託事業収入 外4件）	△ 9,922 千円
市債（道路整備事業 外4件）	△ 13,400 千円
（繰越明許費）	
追加 市制施行50周年記念式典事業 外10件	39,595 千円
（地方債）	
変更 道路整備事業 外2件	△ 5,400 千円
廃止 民間保育所施設整備事業 外1件	△ 8,000 千円

令和 4 年度主要・新規事業

1 子どもの成長を支えるまち

○新中央保育所整備事業 617, 490 千円 [新規]

- ・令和 5 年度中に開所予定の（仮称）新中央保育所の整備に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構整備工事等を実施します。

○民間保育所建設補助金交付事業 48, 012 千円 [継続]

- ・0 歳から 2 歳児までにおける保育利用枠を確保するため、民間事業者に対し施設の整備に要する経費の一部を補助します。

○民間保育施設等補助金交付事業 75, 259 千円 [継続]

- ・1 歳児や障がい児を受け入れる際の保育士の配置に要する経費、延長保育やアレルギー対応給食のための経費等の一部を補助します。

○病児保育事業 16, 427 千円 [継続]

- ・保護者の子育て及び就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的に、北里大学メディカルセンター内において病児保育事業を実施します。

○学童保育室管理運営事業 189, 383 千円 [継続]

- ・学童保育室について、指定管理者に管理運営を委託します。また、利用児童の増加に対応するため、令和 4 年度から新たに開設する民設放課後児童クラブに対し、運営費を補助します。

○放課後子ども教室推進事業 15, 938 千円 [継続]

- ・子どもたちの学習活動及び体験・交流活動を推進するため、余裕教室等を活用し、地域の方々等の参画を得て、全ての小学校において放課後子ども教室推進事業を実施します。

○子育て世代包括支援センター運営事業 6, 950 千円 [継続]

- ・市民が安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、育児相談、産後ケア等を実施する子育て世代包括支援センターを運営します。

○多子出産祝金等支給事業 4, 500 千円 [継続]

- ・安心して子どもを産み育てられるまちを目指して、多子世帯の経済的負担を軽減するため、第 3 子以降の子を出産した保護者に対し祝金等を支給します。

○こども・ひとり親家庭等医療費支給事業 249, 113 千円 [継続]

- ・子どもやひとり親家庭等が、必要とする医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を支給します。令和 4 年度から県内医療機関等における窓口払いを廃止します。

○子育て応援事業 5,733千円〔継続〕

- ・令和3年4月1日以降に出生した子どもの保護者を対象に、子ども1人につき3万円分の「こども商品券」を3回に分けて交付します。

○産婦健康診査事業 1,950千円〔新規〕

- ・支援が必要な産婦を把握し、産後うつや新生児への虐待予防を図るとともに、支援体制の強化につなげるため、産婦健康診査を実施します。

○コミュニティ・スクール事業 910千円〔継続〕

- ・学校と地域住民等が連携・協働し、地域とともにある学校づくりを推進するため、小・中学校全校でコミュニティ・スクールの取組を実施します。

○学校規模等適正化検討協議事業 242千円〔継続〕

- ・「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」を踏まえ、適正化対象校調査を実施したうえで、適正化対象校の有無及び適正化の可否を検討します。

○小・中一貫教育 学校4・3・2制推進事業 9,488千円〔継続〕

- ・学力の向上及び中1ギャップの解消を図るため、小・中学校の教員の相互授業乗り入れを行い、義務教育9年間の適切な支援のための発達段階に応じた指導研究を実施します。

○学習支援室講師配置事業 3,889千円〔継続〕

- ・不登校生徒の学校復帰及び不登校の未然防止を図るため、生徒の居場所となる学習支援室を中学校3校に設置し、学習支援室講師を配置します。

○ICT支援員配置事業 1,766千円〔継続〕

- ・学校における授業や校務等で、教員がICTを効果的に活用できるよう支援するため、ICT支援員を配置します。

○特別支援教育支援員配置事業 25,156千円〔継続〕

- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒のサポートを行うため、小中学校に特別支援教育支援員を増員し、配置します。

○学校水泳指導民間委託事業 13,004千円〔継続〕

- ・生徒の泳力の向上及び施設管理経費の節減を図るため、中学校全4校の水泳指導を民間事業者に委託します。

2 健康でいきいきと暮らせるまち

○第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定事業 2,166千円〔継続〕

- ・社会福祉法に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間の第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定します。

○民生委員・児童委員活動費補助金交付事業 19,000千円〔継続〕

- ・地域福祉の担い手として住民の立場に立って相談に応じる民生委員・児童委員への支援を行います。

○重層的支援体制整備事業 749千円〔継続〕

- ・地域共生社会の実現に向け、庁内連携体制の構築や多様な関係機関が参加する重層的支援会議を開催します。

○成人歯科個別健診事業 2,802千円〔継続〕

- ・歯周病を予防し、歯の喪失を抑えることにより、市民の健康保持・増進を図るため、成人歯科健康診査を実施します。令和4年度から健診方法を個別健診に変更することで、受診機会を増やし、受診率の向上につなげます。

○がん検診事業 64,391千円〔継続〕

- ・がんを早期に発見し、治療につなげるため、胃、肺、大腸、乳、子宮及び前立腺のがん検診を実施します。

○予防接種事業 189,215千円〔継続〕

- ・感染症予防のため、定期予防接種、任意予防接種補助金の交付等を実施します。

○健康長寿ウォーキング事業 1,502千円〔継続〕

- ・市民の健康づくりの意識の高揚及び生活習慣の改善を図るため、ウォーキングを推進するとともに、運動教室等への参加費用を補助します。
(標記の一般会計における予算額の計上の外、介護保険特別会計で1,812千円を計上)

○第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画策定事業 2,178千円〔新規〕

- ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画を策定するため、サービス利用等に関するアンケート調査を行います。

○重度心身障害者医療費支給事業 128,017千円〔継続〕

- ・重度心身障害者の医療に係る負担を軽減するため、医療費の自己負担分を支給します。令和4年4月から市内医療機関等での窓口払い廃止の対象者を、受給者全員に拡大します。さらに、令和4年10月から県内医療機関等で、窓口払いを廃止します。

○高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画策定事業 757千円〔新規〕

- ・老人福祉法及び介護保険法に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画を策定するため、サービス利用等に関するアンケート調査を行います。
(標記の一般会計における予算額の計上の外、介護保険特別会計で1,595千円を計上)

○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業 4,179千円〔継続〕

- ・後期高齢者一人ひとりが健康で自立した生活が送れるよう、高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施し、健康課題のある方に個別支援等を行います。

○体育センターバスケットゴール更新事業 7, 887千円 [新規]

- ・体育センターに設置しているバスケットゴール1組を日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、更新します。

3 みんなが参加し育てるまち

○第六次北本市男女行動計画策定事業 2, 255千円 [継続]

- ・男女共同参画社会基本法に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間の第六次男女行動計画を策定します。

○平和啓発事業 401千円 [継続]

- ・平和や命の大切さについて、考える機会を与えることを目的に「平和を考える集い」などを実施します。

○人権を守る市民の集い事業 367千円 [継続]

- ・市民が人権について考え、差別のない社会を築くことを目的に、人権を守る市民の集いを開催します。

4 快適で安心・安全なまち

○中央緑地整備事業 31, 959千円 [新規]

- ・都市計画及び緑の基本計画に基づき、中央緑地の整備推進のため、緑4丁目地内において用地の取得を行います。

○市民緑地1・2号地再生事業 8, 059千円 [新規]

- ・市民緑地1・2号地において、雑木林再生のため、老木の伐採剪定による萌芽更新の促進と苗木の植樹を行います。

○空き家等対策補助金交付事業 3, 500千円 [継続]

- ・空き家の利活用を図るため、空き家の改修及び解体に要する経費の一部を補助します。

○空き家発生予防住宅リフォーム補助金交付事業 6, 000千円 [新規]

- ・既存住宅の継続的な活用を促進し、空き家の発生を予防するため、住宅リフォームに要する経費の一部を補助します。

○デマンドバス運行事業 33, 026千円 [継続]

- ・市内公共交通の確保に向け、利用者の予約に応じて希望する場所で乗降ができるデマンドバスを運行します。

○北本駅東口駅前広場屋根整備事業 15, 000千円 [新規]

- ・東口駅前広場のバス停を含む歩道部分の屋根かけについて、計画的な整備を行っていくために設計委託を実施します。

○南部地域整備基金積立事業 100, 424千円 [継続]

- ・北本市南部地域における都市基盤の整備に要する経費の財源に充当するため、南部地域整備基金への積立てを行います。

○久保特定土地区画整理事業見直し事業

都市計画（変更）決定事業 22, 288千円【新規】

- ・久保特定土地区画整理事業について、事業見直し案の方針決定を受け、都市計画道路の変更、区画整理除外区域の居住エリアの地区計画策定に向けた調査検討を実施します。

（標記の一般会計における予算額の計上の外、北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計で13, 204千円を計上し、事業計画変更のための地区界測量及び土地利用計画修正事業を実施します。）

○高齢者等ごみ出し支援事業 3, 763千円【新規】

- ・高齢や障がいが理由で、家庭ごみをごみ集積所まで搬出することが困難な市民に対し、個別に訪問収集を実施します。

○一般廃棄物処理施設整備基金積立事業 50, 300千円【継続】

- ・一般廃棄物処理施設の整備に係る支出に備えるため、一般廃棄物処理施設整備基金への積立てを行います。

○道路情報管理システム事業 12, 000千円【継続】

- ・道路に関する情報を適正に管理し、有効活用を図るため、引き続き道路情報管理システムの確立を行います。

○通学路安全対策事業 56, 057千円【新規】

- ・通学路の合同点検結果を踏まえ、舗装工事、交通安全施設等整備工事等の通学路の交通安全対策を実施します。

○道路維持事業 83, 693千円【継続】

- ・道路施設の改修及び維持管理を行います。（通学路安全対策事業費除く）

○道路新設改良事業 78, 000千円【継続】

- ・道路の拡幅整備を行います。

○橋りょう維持事業 14, 350千円【継続】

- ・橋りょうの点検及び維持管理を行います。

○中央通線整備事業 56, 000千円【継続】

- ・中央通線の整備を行います。

○道路照明灯等設置事業 21, 326千円【継続】

- ・夜間における交通安全の確保及び犯罪の防止を図るため、道路照明灯及び防犯灯の設置を行います。また、LED照明器具の交換時期への対応を行います。

○交通安全施設等整備事業 5, 500千円【継続】

- ・交通安全を確保するため、通学路の安全対策、道路反射鏡の設置、区画線塗布等の交通安全施設の整備を行う。（通学路安全対策事業費除く）

○消費者行政推進事業 4, 437千円【継続】

- ・市民の消費生活に関する問題を身近で解決を図り、消費者被害の未然防止に努めて、安心・安全な生活を実現します。

○消防団第1分団ポンプ自動車更新事業 22,883千円〔新規〕

- ・老朽化した消防団第1分団のポンプ自動車を更新します。

○九都県市合同防災訓練事業 10,887千円〔新規〕

- ・大規模災害に備え、防災関係機関及び地域住民との連携強化と災害対応力向上を図るため、埼玉県と共催で合同防災訓練を実施します。

5 活力あふれるまち

○農業次世代人材投資事業補助金交付事業 3,000千円〔継続〕

- ・就農意欲の喚起及び就農の定着を図るため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対する支援を行います。

○北本ブランド創出事業 1,700千円〔継続〕

- ・農産物等の地域資源の販路の開拓を図るため、農業生産者及び商工者等で構成する協議会を設立し、包括連携協定を締結した企業と連携し、地域ブランド化を進めます。

○空き店舗等活用推進事業補助金交付事業 1,000千円〔継続〕

- ・新たなビジネスと市内の賑わいの創出及び市内経済の活性化を図るため、市内の空き店舗を活用して新たに創業する者に対し、当該創業に要する経費の一部を補助します。

○森林セラピー事業 2,772千円〔継続〕

- ・森林セラピー基地の認定制度を活用し、都心近郊に残された貴重な緑地空間と自然環境の良さを広くPRし、来訪者の増加を図るとともに、来訪者の市内滞留時間の拡大を図り、地域の活性化を推進します。

○北本まつり支援事業 8,400千円〔継続〕

- ・北本まつり「宵まつり」及び「産業まつり」の開催にあたり、まつりを通して子どもたちのふるさと意識の醸成、地場産品等のPR及び事業者と市民との交流の促進を図るため、まつりの企画及び運営に対する支援を行います。

○市内重要遺跡内容確認調査事業 4,148千円〔継続〕

- ・市の歴史上重要と考えられる遺跡について、その規模や性格、構造を明らかにするための内容確認調査(学術調査)や啓発活動を行います。

○石戸蒲ザクラ国の天然記念物指定100周年事業 1,030千円〔新規〕

- ・石戸蒲ザクラが国の天然記念物に指定されてから、令和4年度で100年を迎えるため、改めて石戸蒲ザクラの特徴・価値を市民へ伝える記念展示会とシンポジウムを開催します。

○石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備事業 1,868千円〔新規〕

- ・国の天然記念物として追加指定をされた石戸蒲ザクラの北側隣接地について、石戸蒲ザクラの樹勢回復を主目的とした保存・整備を行います。また、老朽化した支柱の交換を行います。

6 健全で開かれたまち

○シティプロモーション推進事業 12, 110千円〔継続〕

- ・まちの魅力を創造、洗練し、効果的に発信・活用することにより、交流人口、関係人口、定住人口を増加させ、まちの活力を維持していくため、シティプロモーション事業を一体的に実施します。

主なシティプロモーション推進事業

○シティプロモーション冊子更新事業 2, 182千円〔新規〕

- ・本市の緑とともにある暮らしの魅力を市内の若い世代を中心に伝えるシティプロモーション冊子「&green」の改訂版を作成します。

○移住・定住・創業パッケージ事業 2, 200千円〔新規〕

- ・移住希望者向け相談受付、市内ツアー、移住者が望む物件情報のWEB掲載、移住に伴う小商い、創業支援トークイベントの実施等、移住・定住・創業の支援を推進します。

○お試し移住兼コミュニティビルダー育成事業 1, 000千円〔新規〕

- ・移住希望者に住居を確保し、お試し移住をする中で、コミュニティ活性化事業に取り組んでいただくことにより、コミュニティビルダーの育成を図ります。

○ファンクラブ運用事業 780千円〔新規〕

- ・移住・定住・交流人口の増加促進を図るため、LINEアカウントのフォロワーに対する情報提供及びファンクラブ会員向け市内ツアー等を実施します。

○参議院議員通常選挙事務事業 36, 561千円〔新規〕

- ・令和4年7月25日任期満了による参議院議員通常選挙を任期満了前30日以内に執行します。

○埼玉県議会議員選挙事務事業 11, 840千円〔新規〕

- ・令和5年4月29日任期満了による埼玉県議会議員選挙を任期満了前30日以内に執行します。

○北本市議会議員及び市長選挙事務事業 2, 365千円〔新規〕

- ・令和5年4月30日任期満了による北本市議会議員及び北本市長選挙を任期満了前30日以内に執行します。

○職員研修事業 4, 225千円〔継続〕

- ・自主研修を実施するとともに、視察研修又は外部専門研修のうちから各課の希望により選択できる選択制研修を実施します。

○電子申請システム事業 1, 452千円〔新規〕

- ・行政手続のオンライン化を推進するとともに、市民の利便性の向上を図るため、簡単で使いやすい電子申請システムを構築します。

○A I・R P A事業 3, 099千円〔継続〕

- ・作業時間の短縮等による業務の効率化を図るため、A I及びR P A等のデジタルツールの活用を推進します。

○北本駅西口ビルエレベーター更新事業 40, 142千円〔新規〕

- ・経年劣化した北本駅西口ビルエレベーターの更新工事を実施します。

○企業版ふるさと納税事業 1, 100千円〔新規〕

- ・寄附候補企業のリスト化及びプロジェクト提案並びに寄附企業における利益の整理・検討及びマッチング後のフォローアップを行い、企業版ふるさと納税を推進します。

○固定資産税標準宅地鑑定評価事業 12, 792千円〔新規〕

- ・3年ごとに実施する評価替えに当たり、不動産鑑定士に標準宅地の鑑定評価を委託します。

○Q Rコード納付書導入事業 2, 061千円〔新規〕

- ・国の規制改革実施計画に基づき、令和5年度から地方税の納付書にQ Rコードを付するため、システム改修を行います。

○市税等電子マネー収納事業 581千円〔新規〕

- ・市税等の納付環境の整備のため、スマートフォンによる電子マネー収納を実施します。

○（仮称）市民活動交流センター整備事業 14, 048千円〔新規〕

- ・旧栄小学校を有効活用し、生涯学習をはじめとした様々な機能を複合化した（仮称）市民活動交流センターとして整備します。令和4年度は、基本設計及び実施設計を行います。

北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則（昭和 48 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 2 条に次の 2 項を加える。

- 3 議員は、第 1 項の規定による質問が中止されたときは、議長の許可を得て文書により質問することができる。
- 4 前項の規定による質問に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<参考資料>

北本市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
（一般質問） 第 6 2 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告するものとする。	（一般質問） 第 6 2 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告するものとする。 <u>3 議員は、第 1 項の規定による質問が中止されたときは、議長の許可を得て文書により質問することができる。</u> <u>4 前項の規定による質問に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u>

委提第 2 号

北本市子どもの権利に関する条例の制定について

会議規則第 14 条第 2 項の規定により、北本市子どもの権利に関する条例を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 22 日提出

北本市子どもの権利に関する条例

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 子どもにとって大切な権利（第 7 条—第 11 条）

第 3 章 生活の場における子どもの権利の保障（第 12 条—第 14 条）

第 4 章 子どもの権利に関する基本的な施策等（第 15 条—第 20 条）

第 5 章 子どもの権利に関する相談及び救済等（第 21 条—第 34 条）

第 6 章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進と検証（第 35 条—第 38 条）

第 7 章 雑則（第 39 条・第 40 条）

附則

議提第 1 号

ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議

平穏な生活を脅かす戦争や理不尽な武力紛争はいかなる理由であろうと容認できません。

私たち北本市議会は、これまでに「世界連邦平和都市宣言」、「非核平和都市宣言」、「人権尊重都市宣言」を議決し、世界の平和と差別のない平等で明るい社会の実現に努めてきました。

今般、国際社会が強く自制を求めるなか、ロシアは本年 2 月 24 日隣国ウクライナに武力侵攻し、多くの人々の生命と人権が侵されています。我が国を含め世界の人々の平和と人権尊重を願う北本市議会は、これらの行為は国際法に反していることから断じて許すことはできず、ロシアに対し強く抗議するとともに即時撤退を求めます。

以上決議する。

令和 4 年 3 月 15 日

北 本 市 議 会

議請第 1 号

令和 4 年第 1 回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第 1 号
受 理 年 月 日	令和 4 年 2 月 2 日
件 名	「宮内中学校通学路の安全対策」に関する請願
請願者の住所 及 び 氏 名	北本市宮内 4 丁目 3 2 2 番地 宮内中学校 P T A 会長 佐々木 智章 外 5 8 0 名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	黒澤健一、保角美代、日高英城

【請願趣旨】

朝夕、市内の登下校における通学路は、「安全」が常に求められております。これまで長い歴史の中で、P T A 活動や関係自治会等の多くの方々の協力により通学路安全対策は進められてまいりました。本市にあっても児童生徒の安全対策、地域で見守り活動をしている多くの関係者が努力され、夢や希望に満ち溢れた子どもたちの安全に対する連帯を温かく感じております。

しかし、それでもなお悲劇は起きます。令和 3 年 6 月、千葉県八街市で歩いて下校途中の児童の列にトラックが突っ込み、男女 5 人が死傷するといういたたまれない事件がありました。

通学路の安全対策に励んでいただいている方から「ヒヤリハット」の事例をよく耳にします。学校や通学路での安全対策は最優先の事項であります。市議会議員からも一般質問を通じて安全対策に心を寄せ、対策の実行が提案されているとお聞きしております。

私たちも春と秋の 2 回、通学路の安全点検を行っており、通学路の危険箇所をまとめて整理し、活動しておりますが改善されていないと感じております。

通学路における子どもたちの安全確保のため、議会の御高配を賜りたく下記の事項を請願いたします。

【請願事項】

- 1 市道 6 号線と交差する新谷田用水路（谷田堀）沿いの市道 1181 号線及び 1470 号線に横断歩道と注意喚起の表示を新設すること。幹線道路の市道 6 号線にガードレールの整備を行うこと。
- 2 市は、通学路の安全対策の観点から、問題提起があった場合には、提案者にどのように対応したのかを明確に伝達し、提案者の問題解決に努力すること。

令和4年第1回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第2号
受 理 年 月 日	令和4年2月7日
件 名	障がい児とその保護者への支援の充実を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	北本市 戸 川 陽 子 北本市 池 上 有 紀
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	渡 邊 良 太、村 田 裕 子

【請願趣旨】

私たちは北本市で障がいのある子どもを育てている保護者です。障がいのある子を育てていると北本市の障がい児支援に対して疑問に思うことが沢山あります。

例えば、児童発達支援を受ける場合には障害児通所給付決定を受ける必要があります。子どもの発達を促す必要がある場合など、必要に応じて追加の支給を受けようと思い相談をしても、北本市では支給量を増やしてくれず必要なサービスを受けられないことがあります。市内には事業所が少ないため市外の事業所を利用することもあります。市外の事業所の担当者からは北本市の障がい福祉課の対応は他の市と比べて厳しく、障がい者（児）福祉サービスの手続き等をスムーズに受けられないという話も聞きます。住んでいる市町村によって障がいを持つ子やその保護者が必要なサービスを受けられない事態は、不公平であり、あってはならないことです。

また、障がい児が利用できるサービスを調べようと市のホームページを検索してもなかなか見つからず、見つかった必要な情報が十分に掲載されていないことが多々あります。日々、子育てや仕事で忙しい私たちは、平日の昼間に市役所に電話で問い合わせたり、出向いたりすることが困難です。ホームページで簡単に必要な情報が入手できるよう改善するとともに、各種手続きについても窓口に行かなくても済むようにしてください。

さらに、近隣には、障がいを持つ子どもの保護者向けの講座や研修会を開催したり、障がいを持つ子どもが安心して遊べる公園（インクルーシブ公園）を整備したりするなど、様々な支援策を講じている市もありますが、北本市ではこうした取組もありません。

北本市は平成23年に「めざせ日本一、子育て応援都市宣言」をしています。この宣言の中には「安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりに取り組み、子どもの人権を尊重し、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会をつくっていきます。」とありますが、現状ではとても安心して育てられる状況ではありません。

以上のことから、障がい児とその保護者への支援の充実を求めるため、次のとおりお願いします。

【請願事項】

- 1 障害児通所給付費の追加支給について、申請を拒まないでください。保護者や利用者が希望した際は、通所受給者証の支給量（日数）を速やかに増やす等してください。障がい者（児）福祉サービスをスムーズに利用できる環境を整えてください。
- 2 障がい者（児）福祉に関する市のホームページについて、障がい児に関する情報を集約のうえ、整理して、誰でも直感的に知りたい情報に辿り着けるようにしてください。また、障がい者（児）に関する施設やサービスの種類や内容が容易にわかるよう、ホームページに掲載する情報を充実させてください。
- 3 市外の医療機関等で受診した場合のこども医療費について、窓口払いを不要にしてください。
- 4 障がい児の保護者向け無料講座を開催するなど、知識の習得や保護者同士のつながりを形成する機会の創出を図るとともに、市以外が開催する講座等の情報についても幅広く周知・提供してください。
- 5 障がい児でも安心して遊べる公園（インクルーシブ公園）を整備又は既存の公園をインクルーシブ化してください。